

ストックオプション(SO)と税務

【SOのタイプと主な特徴】

タイプ	特徴	SO被付与者の所得税課税関係	SO発行法人の損金算入可否	コメント
税制非適格SO	<ul style="list-style-type: none"> 発行時の金銭払込み無し 行使時の金銭払込みは僅少(1円等) 	【行使時】 給与所得 ^{※1} (総合課税で最高税率約55%) 【株式譲渡時】 株式譲渡所得(分離課税で税率約20%)	SOの時価相当が損金算入可能 ^{※2} (発行時)前払費用100/新株予約権100 (行使時)新株予約権100/資本金等101 現預金1 給与(役員報酬)100/前払費用100	<ul style="list-style-type: none"> 行使時に発行法人側で源泉徴収義務有り(給与所得の場合には賞与として源泉徴収計算) 経済的利益部分について、社会保険料の計算基礎には入らない(以下同じ) 新株予約権の発行には登録免許税が課される(以下同じ)
税制適格SO	<ul style="list-style-type: none"> 発行時の金銭払込み無し 行使時の金銭払込みはSO発行時の時価以上 租税特別措置法上の適格要件を充足 	【行使時】 課税なし 【株式譲渡時】 株式譲渡所得(分離課税で税率約20%)	損金算入不可 (発行時)前払費用100/新株予約権100 (行使時)新株予約権100/資本金等200 現預金100 給与(役員報酬)100/前払費用100 (損金不算入)	<ul style="list-style-type: none"> 発行法人側で源泉徴収義務無し 行使時に課税が無いこと、譲渡時は株式譲渡所得となり、税メリットが高い
有償時価発行SO	<ul style="list-style-type: none"> 発行時にSOの時価相当の金銭払込み有り 行使時の金銭払込みは不要 行使要件として、業績条件等が付されることが一般的 	【行使時】 課税なし 【株式譲渡時】 株式譲渡所得(分離課税で税率約20%)	損金算入不可 (発行時)現預金100/新株予約権100 (行使時)新株予約権100/資本金等101 現預金1	<ul style="list-style-type: none"> 発行時に被付与者側の資金負担が生じるものの、業績条件等の行使条件を付すことでSO時価を一定程度圧縮可能 業績未達成の場合に新株予約権は無価値となるが、他の所得との通算は不可

※1：退職時のみ行使可能としている場合は退職所得

※2：役員の場合は、別途「業績連動給与」or「事前確定届出給与」の要件充足が必要

【税制適格SOの適格要件】

①発行形態	金銭の払込みをさせないで発行されたものであること
②付与対象者	自社又は子会社の取締役、執行役、使用人(大口株主 ^{※3} を除く)
③権利行使期間	付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日までの間
④権利行使価額上限	権利行使金額が年間1,200万円を超えないこと
⑤行使価額	権利行使価額がSOに係る契約締結時の1株当たり時価以上であること
⑥譲渡制限	当該新株予約権を譲渡をしてはならないこととされていること
⑦権利行使	権利行使に係る株式の交付が会社法上の決議事項に反しないで行われること
⑧株式の保管委託	付与会社と金融商品取引業者等の間であらかじめ締結される株式の保管委託等に関する契約に従い、権利行使により取得した株式が振替口座への記載・記録又は保管の委託もしくは管理等信託がなされること

※3：発行済株式総数(議決権あるもの)の10%超の株式を有している個人と大口株主の親族等

【SOタイプごとの所得税課税】

